



JI ACCIDENT &
FIRE INSURANCE
CO.,LTD.

日帰り団体プラン

ジェイアイの 日帰り保険

行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険

2010年4月
改定版



引受保険会社

 ジェイアイ傷害火災
<http://www.jihoken.co.jp>

楽しい1日のために… 万一の事故に対する備えは必要です。

安心です。
「日帰り保険」なら
こんな時



CASE 1 バスが交通事故に巻き込まれてケガをした!

CASE 2 ソフトボール大会で、滑り込んでケガをした!

他にもこんな例が…

- 子供会のバーベキューでヤケドをした!
- ママさんバレー大会に参加中、つき指をした!
- 町内会主催の初詣ツアーに参加中、人ごみに押されてケガをした!
- みかん狩りの最中、つまずいて足を骨折した!
- 運動会でリレーに参加中、アキレス腱を切った!

日帰り保険の特長

集合から解散まで
20名から参加者全員の傷害事故を補償します。

特長 1 1日の参加者が**20名以上**の日帰り旅行・行事が対象となります。

特長 2 一人当たり、ほんのわずかな保険料で**参加者全員**をお守りします。

特長 3 集合から解散まで^(注)の**行事参加中の傷害事故**を補償します。

(注) 行事の内容・活動日・場所に関する資料と、参加者全員の氏名・年齢・性別が記載されたリストのご提出をいただける場合には、集合場所(解散場所)と自宅との往復途上におけるケガも補償することができます。ご希望の場合は、申込書備考欄に「往復途上傷害危険補償特約」の記載と、参加者全員の氏名・年齢・性別が記載されたリストを申込書に添付してください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

●詳細は裏面の「ご契約いただく日帰り保険の概要」をご参照ください。

わずかな負担でご参加の皆さまをバックアップ

ご契約タイプ一覧表

(1日の行事参加者数が20名以上500名未満の場合のご契約タイプ例です。500名以上の場合は申込書裏面のご契約タイプ一覧からご選択ください。)

対象となる行事内容
右の例以外の行事につきましては、ご照会ください。

バス旅行(観光)、遠足(ハイキング)、各種果物狩り、納涼大会、パーティー、海水浴、潮干狩り、お花見、参拝、見学会、写生会、講演会、映画鑑賞、開会式・卒業式等の式典、ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、フォークダンス、ボウリング、観劇 …など

左記行事内容で船を使用する場合および
運動会、サイクリング、軟式野球、陸上競技、ジョギング、フィールドアスレチック、アイススケート、ハンドボール、乗馬、剣道、船上パーティー、納涼船、防災訓練(一般市民・学童等)、遊覧船、ライン下り、マラソン …など

スキー、硬式野球、サッカー、ラグビー、柔道 …など

| ご契約タイプ | | 107 | 201 | 202 | 203 | 301 | 302 |
|-----------------------------|-------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1名あたり 保険金額(ご契約金額) | 死亡・後遺障害保険金額 | 2,660万円 | 419万円 | 624万円 | 830万円 | 415万円 | 626万円 |
| | 入院保険金日額 | 5,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 手術保険金* | 手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。 | | | | | |
| | 通院保険金日額 | 2,500円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| お支払いいただく金額 (1名あたり・1日につき) | | 100円 | 100円 | 150円 | 200円 | 200円 | 300円 |

- 詳細は裏面の「ご契約いただく日帰り保険の概要」をご参照ください。
- 上記保険料には団体割引5%が適用されています。
- 行事の内容等によってはお引受けができない場合もあります。

*手術保険金とは、保険金のお支払いの対象となる事故により、入院保険金をお支払いする場合で、その原因となるケガの治療のために所定の手術を受けられたときに、ご契約時に定めた入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額をお支払いするものです。

- お申込人(ご契約者) …… 行事を開催する企業や、学校、町内会等の団体がお申込人となります。
- 被保険者(保険の対象となる方) …… 行事に参加する方全員となります。(一部の方を除外することはできません。)
- ご注意 …… 行事の実施日が変更になったり、中止になる等の場合には、至急弊社代理店もしくは弊社までご連絡ください。

こんな行事も対象となります。

(107のご契約タイプでお引受けできる行事)

ラジオ体操、鼓笛隊、いも煮会、撮影会、演芸会、音楽鑑賞、同窓会(懇談・飲食程度)、模擬店、バードウォッチング、街頭募金、空カン拾い、カラオケ、パレード(徒歩)、ゴルフ、ドッジボール、バドミントン、ビーチバレーボール ……など

上記以外の行事につきましては、弊社代理店もしくは弊社までお問い合わせください。また、1日の行事参加者数が500名以上の団体の場合には、上記以外のご契約タイプをご用意しています。申込書裏面のご契約タイプ一覧からご選択ください。

20名以上の団体で日帰りのイベントを企画したら、ぜひ、安心も1日分ご用意ください。予定が決まりましたら、お早めに弊社代理店もしくは弊社までお申付けください。

ご契約いただく日帰り保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

| 補償項目 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いできない主な場合 | |
|--|--------------|---|--|--|
| 傷害 (基本契約) | 死亡保険金 | 保険証券(契約証)記載の行事に参加中*の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 | 死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。 | 1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんかや自殺・犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、または流産 ⑥ 外科的手術(事故による傷害の治療を除く) ⑦ 戦争・革命などの事変や暴動 ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2. 原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものなど |
| | 後遺障害保険金 | 保険証券(契約証)記載の行事に参加中*の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。 | 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 | |
| | 入院保険金 | 保険証券(契約証)記載の行事に参加中*の事故によるケガ*が原因で平常の業務または生活ができなくなり、入院した場合。 | 入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 | |
| | 手術保険金 | 入院保険金支払われる場合で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合。 | 入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額をお支払いします。 注 1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。 | |
| | 通院保険金 | 保険証券(契約証)記載の行事に参加中*の事故によるケガ*が原因で平常の業務または生活に支障が生じ、通院(往診を含みます。)した場合。 | 通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日間を限度とします。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 注 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 | |
| 入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をされても入院保険金、通院保険金は重複してはお支払いできません。 | | | | |

*「ケガ」とは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

*「行事参加中」とは、被保険者(保険の対象となる方:行事参加者)が、行事に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間をいいます。

この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

対象となる行事は

1日の参加者が20名以上の各種行事が対象となります。開催日数が2日以上の場合は、1日あたりの参加者平均人数が20名以上であることが必要です。ただし、宿泊(車中泊)を伴う行事は対象となりません。

(ご注意)行事の内容によっては、保険契約のお引受けができない場合もあります。詳しくは、弊社代理店または弊社にご照会ください。

ご契約方法

行事に参加する方(行事参加者)全員を被保険者としてご契約いただけます。一部の行事参加者を除外してご契約いただくことはできません。ただし、次の例のように、全行事参加者の一部として行事に参加する団体(行事参加団体)または複数の行事参加団体の行事参加者全員を被保険者としてご契約いただくことは可能です。

<例>東京都少年野球大会(行事)に参加する多摩地区少年野球連盟(行事参加団体)所属の参加者全員を被保険者とする契約。

お申込みにあたって

このパンフレットは日帰り保険(行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険)の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『日帰り保険(行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険)』のしおり(傷害保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

取扱代理店



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 <http://www.jihoken.co.jp>

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

お客様専用フリーダイヤル:0120-877-030

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。

受付時間:平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)